

奈良県告示第五百八十二号

次に掲げる出納員の印は、平成三十年三月三十一日限り廃止する。

一 平成二十四年三月奈良県告示第五百六十五号で告示した馬見丘陵公園館に勤務する出納員の印

二 平成二十七年三月奈良県告示第五百六十六号で告示した新総合医療センター建設室及びまほろば健康パーク管理事務所に勤務する出納員の印

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾